

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成23年4月14日(2011.4.14)

【公開番号】特開2008-311905(P2008-311905A)

【公開日】平成20年12月25日(2008.12.25)

【年通号数】公開・登録公報2008-051

【出願番号】特願2007-157242(P2007-157242)

【国際特許分類】

H 04 M 11/00 (2006.01)

H 04 L 12/56 (2006.01)

【F I】

H 04 M 11/00 302

H 04 L 12/56 A

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月25日(2011.2.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

SIPに対応していない第1の端末装置と、SIPに対応している第2の端末装置との間の通信を仲介する通信装置であって、

前記第1の端末装置が端末レディ信号をONにしたことによって、前記第1の端末装置への送信可信号をONに変更し、

前記送信可信号をONにして返された前記第1の端末装置からCRNコマンドとして送出された電話番号を受信し、

前記CRNコマンドとして受信した電話番号に基づいて通信相手である前記第2の端末装置を特定し、

前記特定した前記第2の端末装置にINVITEコマンドを送信することを特徴とする通信装置。

【請求項2】

SIPに対応していない第1の端末装置と、SIPに対応している第2の端末装置との間の通信を仲介する通信装置であって、

前記第1の端末装置が端末レディ信号をOFFからONに変更したことによって、あらかじめ通信相手として定められた前記第2の端末装置にINVITEコマンドを送信することを特徴とする通信装置。

【請求項3】

請求項1又は2に記載の通信装置であって、前記第2の端末装置との間にSIPセッションを確立した後で、前記第1の端末装置へのデータセットレディ信号をONに変化させることを特徴とする通信装置。

【請求項4】

請求項3に記載の通信装置であって、前記第1の端末装置が端末レディ信号をOFFにしたことによって、前記第1の端末装置へのデータセットレディ信号をOFFに変更することを特徴とする通信装置。

【請求項5】

請求項4に記載の通信装置であって、前記データセットレディ信号をOFFにするとと

もに、前記第2の端末装置にBYEコマンドを送信することを特徴とする通信装置。

【請求項6】

SIPに対応していない第1の端末装置と、SIPに対応している第2の端末装置との間の通信を仲介する通信装置であって、

第3の端末装置からの通知を受けて、あらかじめ通信相手として定められた前記第2の端末装置にINVITEコマンドを送信して前記第2の端末装置との間でSIPセッションを確立し、

前記第1の端末装置から受信したデータを、前記SIPセッションを用いて前記第2の端末装置に送信することを特徴とする通信装置。

【請求項7】

請求項6に記載の通信装置であって、前記第3の端末装置は監視装置であり、前記第1の端末装置はカメラであることを特徴とする通信装置。

【請求項8】

侵入者を検知する監視装置と、カメラと、SIPに対応した端末装置と、前記カメラとはSIP以外のプロトコルで通信し、かつ、前記端末装置とはSIPで通信する通信装置とを有し、

前記通信装置は、

前記監視装置から通知を受けると、前記端末装置との間にSIPセッションを確立し、前記カメラの情報を前記SIPセッションを用いて前記端末装置に送信することを特徴とする警備システム。

【請求項9】

請求項8に記載の警備システムであって、前記端末装置は警備会社に備えられており、前記監視装置は赤外線センサーであることを特徴とする警備システム。

【請求項10】

請求項9に記載の警備システムであって、前記カメラと前記通信装置とは、USBインターフェースにて接続されていることを特徴とする警備システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】通信装置

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、SIPがサポートされていない非SIP情報端末装置が通信回線を介して接続された場合に、非SIP情報端末装置に代行してSIPセッションの確立及び切断やSIPメッセージの送信を行うことができるようによることで、非SIP情報端末装置の通信の管理をSIPを利用して行うことが可能にした通信装置に関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

そこで、本発明は、かかる点に鑑み、SIPがサポートされていない非SIP情報端末装置が通信回線を介して接続された場合に、非SIP情報端末装置に代行してSIPセッ

ションの確立及び切断や SIP メッセージの送信を行うことができるようになりますことで、非 SIP 端末装置の通信の管理を SIP を利用して行うことを可能にした 通信装置 を提供することを目的とするものである。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明に係る 通信装置 は、SIP に対応していない第 1 の端末装置と、SIP に対応している第 2 の端末装置との間の通信を仲介する通信装置であって、前記第 1 の端末装置が端末レディ信号を ON にしたことを受け、前記第 1 の端末装置への送信可信号を ON に変更し、前記送信可信号を ON にして返された前記第 1 の端末装置から CRN コマンドとして送出された電話番号を受信し、前記 CRN コマンドとして受信した電話番号に基づいて通信相手である前記第 2 の端末装置を特定し、前記特定した前記第 2 の端末装置に INVITE コマンドを送信することを特徴とするものである。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

ここで、SIP に対応していない端末装置とは、例えば、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、携帯オーディオプレーヤー或いはパソコン等を対象としている。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

かかる構成により、たとえ SIP コンバータに SIP に対応しない端末装置が接続されていたとしても、SIP コンバータが SIP に対応しない端末装置に代行して SIP セッションの確立及び切断や SIP メッセージの送信を行うことで、非 SIP 情報端末装置の通信の管理を SIP を利用して行えることになる。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

また、本発明に係る 通信装置 は、SIP に対応していない第 1 の端末装置と、SIP に対応している第 2 の端末装置との間の通信を仲介する通信装置であって、前記第 1 の端末装置が端末レディ信号を OFF から ON に変更したことを受け、あらかじめ通信相手として定められた前記第 2 の端末装置に INVITE コマンドを送信することを特徴とするものである。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また本発明は、上記発明において、前記第2の端末装置との間にSIPセッションを確立した後で、前記第1の端末装置へのデータセットレディ信号をONに変化させるように構成してもよい。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また本発明は、上記発明において、前記第1の端末装置が端末レディ信号をOFFにしたことを受け、前記第1の端末装置へのデータセットレディ信号をOFFに変更する構成にもよる。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、本発明は、上記発明において、前記データセットレディ信号をOFFにするとともに、前記第2の端末装置にBYEコマンドを送信する構成にもよる。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、本発明に係る通信装置は、SIPに対応していない第1の端末装置と、SIPに対応している第2の端末装置との間の通信を仲介する通信装置であって、第3の端末装置からの通知を受けて、あらかじめ通信相手として定められた前記第2の端末装置にINVOICEコマンドを送信して前記第2の端末装置との間でSIPセッションを確立し、前記第1の端末装置から受信したデータを、前記SIPセッションを用いて前記第2の端末装置に送信することを特徴とするものである。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、本発明は、上記発明において、前記第3の端末装置を監視装置で構成し、前記第1の端末装置をカメラにより構成することができる。

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

また、本発明は、上記発明において、前記SIPに対応していない端末装置と端末インターフェース部とをシリアルインターフェースにより接続して、前記SIPに対応していない端末装置からの発呼要求を受信したことにより、SIPセッション処理部に、SIPセッ

ションを確立すると共に、前記SIPに対応していない端末装置からの切断通知の受信により確立した前記SIPセッションを切断させるように制御するように構成することができる。

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

また、本発明は、上記発明において、前記SIPに対応していない端末装置からの発呼要求を受信した時、コマンドとして受信した電話番号に基づいて当該通信相手をするためのSIPセッションを前記SIPセッション処理部に自動的に確立させるように制御するように構成することもできる。

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

また、本発明は、上記発明において、SIPコンバータにSIPセッションの確立先を予め設定しておいた上で、前記SIPに対応していない端末装置からの発呼要求時に当該通信相手の電話番号の通知を受けずに自動的にSIPセッション処理部にSIPセッションを確立させるように制御するように構成することができる。

【手続補正17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

また、本発明は、上記発明において、シリアルインターフェースの制御信号を監視して、当該制御信号の変化をSIPメッセージにより通信回線を介して接続されている通信相手に送信するように構成することができる。

【手続補正18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

また、本発明は、上記発明において、前記SIPに対応していない端末装置と端末インターフェース部とをイーサネット（登録商標）により接続した上で、前記SIPに対応していない端末装置からのTCP転送許可要求により、SIPセッション処理部に、SIPセッションを確立すると共に、前記SIPに対応していない端末装置からのTCP転送終了要求により確立したSIPセッションを切断させるように制御する構成とすることができる。

【手続補正19】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

また、本発明は、上記発明において、前記SIPに対応していない端末装置とSIPインターフェース部とをイーサネットにより接続した上で、前記SIPに対応していない端末装置からのUDPフレームの受信により、データ変換部に前記SIPに対応していない端末装置からの非SIP受信データをSIPメッセージに変換させ、通信回線を介して接続されている通信相手に送信するように構成することができる。

【手続補正20】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

また、本発明は、上記発明において、前記SIPに対応していない端末装置から受信した接点情報により、SIPセッション処理部にSIPセッションの確立または切断を行わせるように制御するように構成することができる。

【手続補正21】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

さらに、本発明は、上記発明において、接点情報を監視して、当該接点情報の変化をSIPメッセージにより通信回線を介して接続されている通信相手に送信するように構成することができる。

【手続補正22】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

したがって、本発明は、電子カメラ、パソコン或いはIP電話機以外の電話機等のSIPに対応していない端末装置が、USBケーブルやシリアルインターフェースやイーサネット或いは接点検出用ケーブル等により接続されているとしても、SIPコンバータが非SIP情報端末装置に代行してSIPセッションの確立及び切断やSIPメッセージの送信を行うことで、SIPに対応していない端末装置の通信の管理をSIPを利用して行うこととなる。

【手続補正23】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

本発明によれば、たとえSIPコンバータにSIPに対応していない端末装置が接続されていたとしても、SIPコンバータがSIPに対応していない端末装置に代行してSIPセッションの確立及び切断やSIPメッセージの送信を行うことで、SIPに対応していない端末装置の通信の管理をSIPを利用して行うこととなる。

【手続補正24】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 2 9 】

図1は、本発明に係る実施の形態を採用して、回線終端装置を介して通信回線に接続されているSIPコンバータにSIPに対応していない端末装置（以下、「非SIP情報端末装置」と称する）を接続して通信を行う場合の一般的システム構成図である。

【手続補正25】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0089

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 8 9 】

本発明は、たとえSIPコンバータに非SIP情報端末装置が接続されていたとしても、SIPコンバータが非SIP情報端末装置に代行してSIPセッションの確立及び切断やSIPメッセージの送信を行うことになるため、SIPがサポートされていない非SIP情報端末装置が通信回線を介して接続された場合に、非SIP情報端末装置の通信の管理をSIPを利用して行うことを可能にした通信装置等に最適である。